

〈令和6年度～令和8年度〉
滝沢市教職員働き方改革プラン

令和6年6月
令和8年3月改訂
滝沢市教育委員会

1 本プランについて

1 プランの位置づけ

本プランは、学校における働き方改革を推進するため、令和6年2月策定「岩手県教職員働き方改革プラン」を参酌し、滝沢市教育委員会及び滝沢市立学校が実施する「教職員の働き方改革」に向けて取組の目標、具体的な取り組み等を示したものです。

2 プランの目的

全ての学校で、教職員のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の是正を図り、学校教育目標の実現にむけて教育活動に専念できるよう、教職員一人一人の心身の健康保持・増進と誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することを目的とします。

3 プランの根拠

本プランは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第8条に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」に位置づけられるものです。

4 プランの期間

令和6年度から令和8年度まで

プラン策定後の学校を取り巻く環境変化や長時間勤務者の推移等を踏まえ、取組や目標等の適切な見直しが可能となるよう、「岩手県教職員働き方改革プラン」の計画期間に合わせることをとし、3か年度の計画期間とします。

また、滝沢市立学校衛生委員会に諮りながら、随時改訂を行っていきます。

5 改正給特法の施行

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、学校における働き方改革の一層の推進や教員の処遇の改善等を図るため、国は、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」を改正し、教育委員会に対する「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定及び公表の義務付けや教職調整額の基準となる額の引上げ等の措置を講じており、こうした国の動向を踏まえながら取組を進めていく必要があります。この計画に本プランを位置づけるため、今般本プランの一部改訂を行いました。

2 前プランにおける目標達成状況

1 目標の達成状況

<目標> 小中学校教職員の時間外在校等時間の縮減

目標 1 時間外在校等時間が月 100 時間以上の者の割合ゼロを継続する。

【結果】

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
時間外在校等時間月 100 時間以上の延人数	2 人	3 人	0 人

目標 2 時間外在校等時間が月 80 時間以上の者の割合ゼロを目指す。

【結果】

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
時間外在校等時間月 80 時間以上の延人数	38 人	20 人	19 人

目標 3 時間外在校等時間が月 45 時間超、年 360 時間超の者を段階的に縮減する。

時間外在校等時間	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
月 45 時間超	的確な実態把握と 要因分析	令和 3 年度実績の 3 割減	令和 3 年度実績の 5 割減
年 360 時間超			

【結果】

小学校	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
月 45 時間超	10.7%	(目標) — (実績)28.1%	(目標)19.7% (実績)36.3%	(目標)14.1% (実績)32.5%
年 360 時間超	6.6%	(目標) — (実績)61.3%	(目標)42.9% (実績)67.3%	(目標)30.7% (実績)65.7%

中学校	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
月 45 時間超	21.1%	(目標) — (実績)33.5%	(目標)23.5% (実績)33.8%	(目標)16.8% (実績)34.1%
年 360 時間超	17.0%	(目標) — (実績)71.4%	(目標)50.0% (実績)66.4%	(目標)35.7% (実績)66.7%

※【参考1】時間外在校等時間が月80時間以上の延べ人数の推移

(小学校)

(単位：人)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間	全体人数
R3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	207
R4	2	1	1	1	0	1	0	0	0	0	1	1	8	208
R5	6	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	206

(中学校)

(単位：人)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間	全体人数
R3	9	1	7	0	0	7	3	1	0	0	0	3	31	126
R4	6	5	1	0	0	1	1	3	0	0	0	0	17	128
R5	5	1	1	0	0	0	1	1	0	0	1	0	10	129

※【参考2】時間外在校等時間が月45時間以上の延べ人数の推移

(小学校)

(単位：人)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間	全体人数
R3	88	62	118	43	2	78	90	59	49	4	57	49	699	207
R4	115	97	114	48	5	96	84	86	42	12	59	36	794	208
R5	100	98	99	30	2	77	83	78	39	28	80	24	738	206

(中学校)

(単位：人)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間	全体人数
R3	73	40	75	33	1	75	53	47	42	9	23	36	507	126
R4	78	60	50	34	1	67	49	41	34	19	35	23	491	128
R5	75	65	66	36	3	59	61	49	30	18	42	15	519	129

2 目標に対する検証

○ 目標1：月100時間以上の者の割合ゼロの継続

月100時間以上の者の割合ゼロの継続については、令和3年度2人、令和4年度3人と微増したが、令和5年度には0人となり、縮減している。

○ 目標2：月80時間以上の者の割合ゼロを目指す

月80時間以上の者の割合ゼロを目指すことについては、小学校では増加傾向にある一方、中学校では段階的に縮減している。

○ 目標3：月45時間超、年360時間超の段階的縮減

月45時間超、年360時間超の段階的縮減については、令和3年度～5年度においてほぼ横ばいで推移しており、長時間の時間外在校時間が常態化している。

3 次期プランに向けた課題

- 令和2年度から令和5年度の途中までは、新型コロナウイルス感染症発生に伴う業務の見直し等が図られた。一方感染症対策のための業務の増加もあり、大幅な在校時間数の減少とはなっていない。また、令和5年5月から新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことにより、コロナ禍前の学校の働き方に戻ることも懸念されることから、行事や学習内容については、引き続き市教委と学校で精査する必要がある。
- 本市では令和7年度に全県統一の統合型校務支援システムを導入予定であり、教職員の勤務環境整備を進める予定としている。
- 令和3年度から本市では勤怠管理システムを導入し、教職員の在校時間の把握をしているが、長時間勤務の教職員が多い実態がより明らかとなっている。教員不足に伴う個別に担う教職員の業務負担の増加の他、教職員を取り巻く環境の変化（通常学級で支援が必要な児童生徒及び特別支援学級在籍児童生徒の増加、不登校児童生徒の増加、子どもの世帯環境の変化に伴う対応の増加）により、教職員の業務が複雑化、多様化しており、教職員の対応の困難さも増している。
- 月100時間以上の者の割合は縮減している一方で、月45時間超、及び月80時間以上の割合の者は横ばいに推移していることから、在校時間の縮減に向け、業務の量の適切な管理を行う必要がある。

3 プランの目標

時間外在校等時間を市教育委員会規則に定める上限内にすることを段階的に実現するため、令和6年度から令和8年度における目標を下記のとおりとする。

1【定量的目標】教職員の時間外在校等時間の縮減

目標1：時間外在校等時間が月80時間以上の者ゼロを目指す。

前プランにおける**目標1**（時間外在校等時間月100時間以上の者の割合ゼロを継続する）について縮減されていることから、次に達成するレベルとする。

目標2：時間外在校等時間月45時間超、年360時間超の者を下記のとおり段階的に縮減。

時間外在校等時間が月45時間を超える教職員については、令和3年度の調査から横ばいの状況であり、大きな改善につながっていない。

そこで、教職員の時間外在校等時間月45時間を超える教職員数を可視化し、より一層課題意識を喚起することとする。

時間外在校等時間	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月45時間超	前年度（R5年度） 実績より減少	前年度（R6年度） 及びR5年度実績より 減少	前年度（R7年度）及 びR5年度、R6年度 実績より減少
年360時間超			

【目標設定の考え方】

岩手県教職員働き方改革プラン（2024～2026）では、教職員の時間外在校等時間の把握にあたり、これまでの「週休日等の部活動従事時間を**除く**」から、「週休日等の部活動従事時間を**含む**」としている。

このことを受け、本プランについては、まずは、前年度の「週休日等の部活動従事時間を**除いた**」数値に対して、当該年度の「週休日等の部活動従事時間を**除いた時間**」を減少させることを目指し、「週休日等の部活動従事時間を**含む**」時間外在校等時間の段階的な削減を目指すものである。

なお、週休日等の部活動従事時間の把握については、従来どおり、「週休日の勤務簿等の集計により把握する」こととする。

また、週休日等の部活動従事時間については、「滝沢市部活動ガイドライン（令和3年3月）」を遵守することが原則である。

努力目標

令和7年6月に給特法が改正された趣旨を踏まえ、また、令和9年度からの時期プランを見据えて、働き方改革を一層推進していくことを目的に次期プラン策定前から把握（管理）していく努力目標を下記のとおりとします。

令和8年度

1年間における1ヶ月時間外在校等時間の平均時間 平均で33時間程度

2【定性的目標】教職員の心身の健康確保、教職員のウェルビーイングの確保

令和8年度において、以下の項目に係る指標が、令和6年度から向上することを目指します。指標は、毎年度実施するストレスチェックにより把握します。【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・高ストレス者の割合の縮減。【10.0%】
- ・仕事や生活の満足度が高い。【34.0%】
- ・活力がみなぎる。【61.3%】
- ・仕事に誇りを感じる。【86.0%】

4 プランの目標達成状況（令和8年1月末時点）

1【定量的目標】教職員の時間外在校等時間の縮減

目標1：時間外在校等時間が月80時間以上の者ゼロを目指す。

※【参考1】時間外在校等時間が月80時間以上の延べ人数の推移

（小学校）

（単位：人）

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間	全体人数
R6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	207
R7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	197

※R7年度から集計者を一部見直し

（中学校）

（単位：人）

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間	全体人数
R6	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	5	126
R7	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0			3	119

※R7年度から集計者を一部見直し

目標2：時間外在校等時間月45時間超、年360時間超の者を下記のとおり段階的に縮減。

※【参考2】時間外在校等時間が45時間以上の延べ人数の推移

（小学校）

（単位：人）

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間	全体人数
R6	115	114	106	59	1	81	107	81	45	17	70	54	850	207
R7	90	87	107	59	0	78	95	31	32	5			584	197

（中学校）

（単位：人）

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間	全体人数
R6	66	71	48	45	2	41	60	47	38	4	28	23	473	126
R7	41	54	47	31	0	53	48	30	27	5			336	119

※【参考3】時間外在校時間が年360時間超の人数（単位：人）

	令和5年度(参考)	令和6年度
小学校	136	142
中学校	86	84

2【定性的目標】教職員の心身の健康確保、教職員のウェルビーイングの確保

ストレスチェック集団分析結果より（公立学校共済組合実施）

○高ストレス者の割合

	令和5年度(参考)	令和6年度	令和7年度
全体	8.9%	10.0%	7.7%

○肯定的回答の割合

	令和5年度(参考)	令和6年度	令和7年度
仕事や生活の満足度が高い	40.1%	34.0%	37.3%
活力がみなぎる	61.8%	61.3%	70.1%
仕事に誇りを感じる	86.1%	86.0%	87.8%

5 具体的取組

「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、市教育委員会、市内小中学校の各主体において取組を展開します。

～ 教育委員会の取組 ～

1 学校の取組支援

(1) 先進的取組の普及

各学校における働き方改革への好事例について市校長会等で情報提供し、市内小中学校間で共有することにより、各学校での取組の改善に生かす。

(2) 地域・保護者の理解醸成

学校閉庁日の設定や部活動休養日について地域や保護者へ周知を図り、学校における働き方改革について理解醸成を図る。

2 環境整備

(1) チーム学校として教育活動の推進

① 教職員をサポートするスタッフの配置

教職員の事務作業の補助や、児童生徒に対する個別のきめ細やかな対応を行うため市独自の人員配置を行い、教職員が児童生徒への指導や教材研究に注力できる環境を整備する。

- ・ 特別支援教育支援員 ※令和6年度21名に増員
※令和7年度22名、令和8年度23名に増員
- ・ あったかハート支援員
- ・ 学校司書 ※市内全小学校に派遣
- ・ 学校看護師
- ・ 部活動指導員 ※令和6年度10名に増員 詳細は後述
- ・ すずのねサポートスタッフ（教員業務支援員）
※令和7年度9名新規配置、令和8年度10名に増員

② 登下校に関する関係機関・地域との連携強化

学校・自治会・PTAと連携してスクールガードの配置支援を行い、学校や教員が担う業務に係る地域との適切な役割分担を推進する。

③ 留守番電話の導入（令和7年5月より）

(2) 制度等改革

① 学校におけるICT環境の整備促進

全教職員への一人一台パソコンの整備及び個人アドレスの設定により、引き続き業務の効率化や事務処理の迅速化を図る。

② ICT教育研修会

市教育委員会開催のICT教育研修会においては、ICT機器に苦手意識を持った教職員を対象に、パソコン操作の基本やWord、Excelといった基本ソフトの活用を研修内容に取り入れ、教職員のICT機器の活用をサポートする。

③ 作品募集依頼への対応精査

学校への作品募集依頼への対応基準を明示することにより、引き続き学校の作品出品事務に係る業務の軽減を図る。

④ 市教育研究会開催回数の軽減

従来の年4回から年2回への削減（平成30年度～）を継続することにより、引き続き運営に係る事務局校及び会場校の業務負担の軽減と授業時間の確保を図る。

⑤ 行事の精選

コロナ禍後の学校行事の在り方について、市校長会と協議のうえ、「学校行事ガイドライン」を策定し、働き方改革を踏まえた、適切な学校行事の在り方について提示する。

(3) 部活動の適切な運営

① 部活動休養日の設定

「部活動ガイドライン」の周知を図り、部活動休養日及び活動時間について定め、適切な部活動運営を図る。

《滝沢市の部活動休養日及び部活時間の基準》

1 休養日について

週2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日を設ける。

2 活動時間について

1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。

② 部活動指導員の配置

県教育委員会と連携を図り、部活動指導員を任用・配置し、適切な部活動指導体制を整備する。また、盛岡大学と連携し、主として平日に活用する部活動指導員を任用し、教職員の平日の業務軽減を図る。

(4) 勤務時間の適正管理

① 校務支援システムによる在校等時間の客観的勤務時間把握

校務支援システムの導入により、時間外在校等時間を客観的に把握し、教職員の業務量の適正な管理を行う。

② 夏期・冬期の学校閉庁日の設定

夏期・冬期の長期休業に合わせ、学校閉庁日を設けることにより、教職員の疲労や心理

的負担の軽減を図る。

3 健康確保

(1) 労働安全衛生体制の確立

年2回滝沢市立学校衛生委員会を開催し、教職員の健康の保持増進に関する基本計画その他重要事項を調査審議し、教職員の安全衛生体制の確立を図る。

(2) 心とからだの健康対策

定期健康診断、胃がん検診、ストレスチェックをそれぞれ年1回実施し、教職員の心身の健康状態の把握及び不調の早期発見、改善を促す。

(3) 時間外勤務が月100時間超の教職員に対し、産業医への保健指導を実施する。

～ 学校の取組 ～

各学校は、実態や実情に応じ、学校が主体となって実施する以下のような取組を、市教育委員会が実施する取組と両輪となって進める。

1 管理職による適切なマネジメントの推進

(1) 長時間勤務者の要因分析の実施

校務支援システムによる時間外在校等時間の客観的把握や日ごろの業務管理等により、長時間勤務者とその要因について把握し、状況を分析し、改善を図る。また、月80時間以上の時間外勤務のあった教職員がいた場合は各校長が面接を行い、状況の改善を図ることとする。

(2) 部活動の適正化

「部活動ガイドライン」に基づく活動を行うことを推進し、適切な部活動の運営及び管理に係る体制の構築に取り組むなど、適切なマネジメントを行う。

2 教職員の健康管理

(1) 長時間勤務者の要因分析の実施（再掲）

上記1(1)に同じ。

(2) 校内衛生委員会の効果的活用

学校ごとに学校衛生委員会を機能的に活用し、学校の実情に応じた教職員の安全衛生体制や時間外在校時間、業務改善等について協議を行い、各校の実効的取組につなげる。

3 学校における業務改善の推進

(1) 学校行事等の見直し

新型コロナウイルス感染症対策として実施した、各行事の見送り、規模縮小等の各種見直しを踏まえ、今後も継続可能な見直しを検討・実施する。その際、市教育委員会の示す「学校行事ガイドライン」を参考に、行事の在り方について、検討することとする。

(2) 会議の効率化、ICTの活用

Teams など ICT の活用による資料印刷の省略、説明時間の精選、会議時間の短縮により、教員が授業準備等に集中するための時間を作り出す。

(3) 学校公金の取扱い

学校徴収金の徴収・管理について、口座振替等、教職員が直接関与しない方法での徴収・管理を推進し、業務の削減を図る。

4 事務局業務の工夫・改善

市内学校においては、通常業務が増加していることに加え、各種団体等の事務局校としての業務を行っていることから、事務の負担が増している。

(1) 共同学校事務室の設置

現在2つに分かれて実施している南北共同実施を共同学校事務室へ移行することで、学校事務にかかる業務を連携し、共同処理することが可能となり、事務の効率化及び人材育成が図られる。

※令和7年度より共同学校事務室を設置し、南北地区にそれぞれ室長および副室長を置くとともに、全体を統括する総括室長を配置した。この体制整備により、南北事務室間の連携強化および事務処理の効率化が図られ、人材育成の推進に寄与している。

(2) 諸会議の在り方の改善

オンライン会議の開催や提案事項の書面決議等、諸会議の持ち方を工夫・改善する。また、資料の印刷を最小限に抑え、オンラインによる資料提示等、資料作成に係る業務の軽減を図る。

(3) 事務局校の固定化による引継ぎの軽減

事務局校を輪番制とはせず、固定化することで、業務の引継ぎを当該校内で完結させ、業務の煩雑化を軽減する。

6 プランの推進

- ・プランの目的の実現に向けて、市内学校へ周知し、浸透を図っていきます。
- ・取組に係る集約を教育委員会事務局教育総務課で行い、年度ごとに、取組の進捗状況や時間外
在校等時間の推移の把握の上、目標達成状況等について、校長会議、滝沢市立学校衛生委員会
において共有します。
- ・毎年度の取組状況や目標達成状況については、総合教育会議で報告し、その内容をホームペー
ジに掲載します。